

名古屋市住宅都市局
令和2年10月19日

名古屋市高度利用地区指定指針

1 指定方針

高度利用地区の指定については、平成7年12月27日付け建設省都計発第177号・建設省住街発第108号建設省都市局長建設省住宅局長通知「高度利用地区の指定について」（以下「通知」という。）に基づき行うものとする。

2 容積率の最高限度について

通知別添の高度利用地区指定指針第2高度利用地区指定標準の(3)容積率の最高限度等イ容積率の最高限度中に定められる「基準容積率」は建築基準法第52条第1項(第7号を除く。)から第7項まで及び第9項で規定される容積率とする。ただし、名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画及び錦二丁目7番地区計画(西地区に限る。)の区域内においては、当該地区計画において定められた容積率の最高限度中の地区計画基準容積率を建築基準法第52条第1項各号に掲げる数値とみなした上で、同条第1項から第7項まで及び第9項で規定される容積率を基準容積率とする。

本指針は、令和2年10月19日から運用する。